

「社におけるハラスメント防止措置の強化について」

みなさん ご安全に！

昨年、「パワーハラスメントの防止対策」を義務づける法改正がなされました。

弊社におきましても、従来よりセクシュアルハラスメント防止、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント防止を就業規則化しその防止に努めてまいりました。

そこで今回、改めてパワーハラスメント防止の法制化を踏まえ、弊社におけるハラスメント防止の重要性を再認識し、その強化を図るべく就業規則をはじめ各種規定の改訂を致しました。

社業の発展は、まず職場で働くお一人お一人が安心して働く事が出来る職場である事が基本であり、安全衛生の観点からもメンタルヘルスに大きく影響を及ぼす事項です。

また、心理的安定性のある職場は生産性の高い職場が実現するとも言われています。

従いまして、ハラスメント防止措置を図り、働きやすい職場を実現する事は社にとっても非常に重要な事項と考えています。

更に、弊社の社員行動指針では

【私たちは共に歩む仲間のために「ルールを守り、思いやりあふれる職場を創ります。

自らの成長と人の育成に努め、未来へ心と技を伝承します。】

が大きな一つである中で、この行動指針を実現する為にも守るべき大切な基本事項と言えます。

そもそもハラスメントは人と人のコミュニケーション過程で発生するトラブルです。

我々が日常の業務に従事する中で、一人一人が常に相手の立場で考えて行動する事が大切です。

その上で、社として規定を設け、相談窓口を拡充し、より一層風通しの良い職場づくりを目指していきたいと思えます。

皆さん！是非ともより良い職場づくりに向けて各職場単位での取り組みを宜しくお願い致します。

2020年10月1日

社長 萬ヶ谷 鉄也